

11. 種の保存事業 シジュウカラガン羽数回復事業

シジュウカラガンは、かつてはアリューシャン列島で繁殖し、北米西海岸で越冬するものと、千島列島で繁殖し、日本で越冬するものがいた。しかし、20世紀初めに毛皮を得る目的で繁殖地の島々にキツネが放たれたため、その影響で生息数が激減し、一時は絶滅したものと見られていた。幸い1962年にアリューシャン列島の一部で奇跡的に生存していることが確認され、その後アメリカ合衆国政府の手厚い保護と増殖活動によって、アリューシャン列島の個体群は絶滅の危機を脱するところまで羽数を回復している。これに対して、日本では1935年頃まで宮城県の黒川郡、多賀城市、そして仙台市内でも数百羽の群れが越冬していたが、その後渡来数が激減し、宮城県北部の伊豆沼周辺でマガンの群れ中で数羽が見られる程度となり極東地域のシジュウカラガンは絶滅の危機に瀕していた。

そこで、仙台市八木山動物公園は、ロシア科学アカデミーカムチャツカ太平洋地理学研究所、日本雁を保護する会と共同で、絶滅の危機に瀕しているシジュウカラガンの羽数を回復し、渡り鳥として再び蘇らせる事業を行った。



宮城県大崎市古川富長東にて（12月3日）
撮影者 池内 俊雄氏（雁の里親友の会事務局長）

すなわち、アメリカ合衆国と八木山動物公園から運んできたシジュウカラガンをカムチャツカの施設で繁殖させ、その幼鳥を群れで旧来の

繁殖地である北部千島列島のエカルマ島に放鳥することにより、エカルマ島と旧来の越冬地である宮城県仙台平野間の本来の渡りのコースをたどる個体群を回復させようとするものである。調査の結果、エカルマ島にはシジュウカラガンの生息に有利な自然環境が維持されており、キツネなどの捕食性動物の存在も認められなかった。

エカルマ島での放鳥実験は、平成7年度から平成12年度まで通算6回行い合計119羽放鳥した。

我が国への渡りが見られたのは、平成9年度の4羽と平成11年度の1羽の計5羽のみで、すべて2歳未満の個体であった。越冬中に死亡した1羽を除いた4羽は越冬後に北帰が確認された。その他の放鳥個体も含め、エカルマ島への帰還は確認されなかったが、それらのものと考えられる採食痕が島内で発見された。過去6回の放鳥実験から、飛翔経験の乏しい2歳未満の個体をより大きな群れで放鳥することによって、越冬のための南下が促されることが示唆された。

平成13年度は2歳未満の個体を50羽程度の群れで放鳥できるように、繁殖のための部屋を増やすなどの整備を行った。平成14年度からエカルマ島での本格的放鳥を開始し、17年度までに毎年50～70羽を放鳥した。平成18年度には87羽、平成19年度はロシア単独で39羽を放鳥し、平成17年度には放鳥した個体のうち11羽の飛来が確認された。その後の飛来数は年々増加し、平成18年度は放鳥個体17羽と繁殖次世代と思われる足環標識のない野生個体23羽が飛来した。

平成19年度は放鳥個体20羽と標識のない24羽が、平成20年度には放鳥個体18羽と標識のない41羽が宮城県を中心に飛来した。平成21年度は、放鳥個体16羽と標識のない73羽の計89羽が、平成22年度はロシア単独で86羽を放鳥し、放鳥個体13羽と標識のない92羽の計105羽の飛来が確認されている。平成23年度は放鳥個体11羽と標識のない134羽の計145羽が、平成24年度は放鳥個体8羽と標識のない222羽の計230羽が飛来した。平成25年度は9年連続飛来個体を含む放鳥個体10羽と標識のない667羽が飛来した。平成26年度は、一つの個体群を維持していくのに最低限必要な数1,000羽越えの1,070羽が飛来した。同年、また日本雁を保護する会と共に「野生生物保護功労者表彰」の環境大臣賞を受賞した。平成30年1月には過去最高となる5,120羽の国内への飛来が確認された。

繁 殖 賞 受 賞 の 状 況

受賞年月日	動物名	受賞年月日	動物名
1968/3/10	インドジャッカル	1985/4/11	ウォータードラゴン
1971/2/17	アフリカスイギュウ(人工)	1985/5/16	チョウゲンボウ
1971/5/20	カナダガン	1985/5/30	シジュウカラガン(人工)
1972/5/22	アフリカスイギュウ	1985/7/1	シジュウカラガン
1973/5/28	カナダガン(人工)	1986/6/19	トウホクアカシカ
1980/5/20	マゼランガン	1988/6/6	オオタカ
1981/3/31	フクロウ(人工)	1989/4/15	ニホンイヌワシ(人工)
1982/2/20 1982/2/24	ハワイガン(人工)	1989/4/16	チョウゲンボウ(人工)
1983/4/16	フクロウ	1989/4/18	ノスリ(人工)
1983/8/29	アカダイショウ(人工)	1990/3/3	トッケイヤモリ
1984/5/26	ハワイガン	1992/5/18	チャイロバシリスク(人工)
1984/6/24	コロンビアクジャクガメ	1992/7/31	チャイロバシリスク



社団法人日本動物園水族館協会

繁殖表彰規程（抜粋）

第2条 この賞は、概ね次の各項に該当するものより選定する。

1. 飼育動物が自然に繁殖したものの。
2. 人工繁殖（人工哺育を含む）したものの。この場合、人工哺育とは出産後まったく親が授乳せず、最初から人工哺育で育てられたものをいう。また人工ふ化において、親の飼育がなされずに卵のみを入手してふ化したものは対象より除外されるものとする。
3. 人工授精で繁殖したものの。
4. 繁殖動物は繁殖後6ヵ月以上生存していなければならない。ただし本来寿命が短く成長率の大きな動物にあっては、6ヵ月以内であっても性成熟に達した時点で表彰の対象となるものとする。